

早稲田大学博士論文概要書

中国の児童虐待防止における子・親・国の関係の考察  
—日本の近年の法改正からの示唆—

早稲田大学大学院法学研究科  
劉 偉



## 一 本論文の目的と構成

### 1. 本論文の目的

児童虐待は国境を超える共通の問題であり、親子の間の最も深刻な問題であると言える。本論文は、児童虐待防止の施策において、子、親、国の三者の関係に着目し、日本の近年の法改正の背景、経緯、議論と実効性を考察し、日本法および日本法の改正議論からの示唆を得て、中国の国情に基づいて、中国における児童虐待防止のあり方を検討して、子の福祉のための一助とすることを企図する。

### 2. 本論文の構成

本論文は、「序章」、「第一章 児童虐待防止に関する法制度の日中比較」、「第二章 日本の児童虐待防止における国と子の関係の考察」、「第三章 日本の児童虐待防止における子と親の関係の考察」、「第四章 日本の児童虐待防止における親と国の関係の考察」、「第五章 中国における児童虐待防止への提言」、「終章」により構成されている。

まず、序章において、子、親、国の三者の関係の枠組みから見た、中国における児童虐待防止の問題意識を示す。次に、第一章において、日中両国の児童虐待の実態と児童虐待防止法制度を比較することによって、日中両国の児童虐待及びその防止施策の共通点、相違点を把握する。第二章、第三章、第四章において、本論文の問題意識を考慮しながら、日本法を、特に日本の近年の法改正の動きを中心に検討する。このうち、第二章において、国と子の関係の枠組みから見た、国を中心とする未然予防の施策に着目する。第三章では、子と親の関係の枠組みから見た、親権行使のあり方に着目し、とりわけ、体罰禁止の議論を取り上げて、民法（親子法制）改正の議論を切り口とし、家庭での体罰禁止に関する学説、裁判例、審議会の議論を整理する。第四章では、親と国の関係の枠組みから見た、親権者の権利と国家の責任のバランスを考察する。第五章では、中国における児童虐待防止のあり方の提言を試みる。そして、終章で、本論文の結論をまとめ、今後の課題を提示する。

## 二 各章の概要と主張

### 序章 本論文の問題意識

中国において、児童虐待の予防は重視されていない。むしろ、児童虐待事件の発生後、親子分離などの措置が採られる。予防より事後的な介入が重視されていると言える。

また、親子を分離させる場合、保護児童に対して、国家は、親権者の代わりに児童保護の責任を担う。しかし、国家権力の行使と親権の行使のバランスがうまく取れていないという問題が存在している。すなわち、学者が指摘するように、「中国においては家庭の自律の領域が大きく、子が家庭という私権力の支配のもと、子の独立した主体としての個人の利益が家の下に隠されていることが少なくない。一方、現行制度では、国が親子関係の再統合への配慮を欠いたまま深刻な問題の解決を目指して家庭に直接介入してしまう。しばしば『水火の苦しみから子を救うために』と唱えられるが、実際には、親子関係の改善が抑制されてしまう結果をもたらしている。長い目で見れば、子どもの福祉には寄与しない」とされる。

本論文は、以上の二つの問題意識をめぐって、児童虐待防止における子、親、国の三者の関係という構造から見た議論を展開する。この問題の詳細は以下の三つである。

第一は、国と子の関係において、国を中心とする児童虐待未然防止の対応に着目した問題である。児童虐待防止の対応の流れの中で、虐待発生の予防は極めて重要であり、国は子育て家庭を早い段階から支援する必要があるが、中国においては、国を中心とする早期予防施策が不十分である。とりわけ、中国の農村部において、ネグレクトを引き起しやすい留守児童問題が深刻である。

第二は、子と親の関係における親権行使に着目した問題である。家庭での体罰が禁止されていないため、親が親権を行使するにあたって、体罰を口実にした児童虐待は珍しいことではない。また、家庭での体罰に対する社会全体の容認度も高い。

第三は、国が子どもの福祉を図る措置を講じるにあたって、子の利益を保護するために国家の責任と親の権利をどのようにバランスを取るかについての問題であるが、この点の議論は進んでいない。

## 第一章 児童虐待防止に関する法制度の日中比較

本章では、日中両国の児童虐待の実態と児童虐待防止の法制度を全体的に紹介した。その上で、日中両国の共通点と相違点を考察する。両国には共通点があるため、両国の制度の比較を通じ、中国に対して日本の法改正から示唆を得る土台を築くことができる。日中は、児童虐待の実態において、被虐待児は年齢が低いほど虐待を受けやすいこと、加害者には親権者が最も多いこと、また、児童虐待が、単独の要因で起きるわけではなく、児童側、保護者側及び養育環境など様々な要因が重なって起こること等の共通の問題を抱えている。

児童虐待防止の法制度の運用において、両国ともに、子の利益を中心とする対応の仕組みが設けられ、親が第一義的責任者として、子に対して監護教育をする権利と義務を持つ。親権者の親権行使が不適切である場合、国は子の保護の責任を負

う。「子どもの最善の利益」を大前提として、児童虐待防止の施策において、国は予防、介入、支援などの措置を通じ、リスクの予防、不適切な環境の回避、児童の保護と自立を目的として、児童の権利の擁護に資するよう努めている。児童虐待防止の施策において、日中両国は共通性を持っており、制度改革の方向性も一致しているという結論を示す。

一方、両国には、以下の通り、異なるところもある。

① 日本においては、近年、児童虐待種別で最も多いのは心理的虐待である。その理由は、2004年児童虐待防止法の改正により、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前DV）を心理的虐待に含むようになったことにある。さらに、2013年、警察がDV事案への体制を確立し積極的に介入するようになったことに伴い、警察から児童相談所への通告が増加し、「面前DV」など、警察からの心理的虐待通告が増加した。これに対して、中国ではネグレクトされた児童数が最も多いと示され、とりわけ、農村部は都市部よりその人数が多い。その理由は、農村部の留守児童に対する監護が欠如しているからである。父母が出稼ぎで子どもと長期的に離れることにより、教育、監護等の保護を十分に行なえていないことが、ネグレクトが増加する要因の一つと思われる。

② 日本では、中核機関としての児童相談所が、児童及びその家族に対して一貫した支援を行う役割を果たしている。しかしながら、近年、児童虐待相談事件の激増に伴い、児童相談所の人手不足、専門知識不足などの問題が表面化している。この問題を改善するために、市町村の体制の強化が求められている。これに対して、中国の児童虐待防止施策は、「事の前」と「進行途中」の二部分に分けられている。未然予防とアフターケアは、村（居）民委員会が対応し、救助は、警察、民政部门、裁判所、検察庁などの部門が共同して対応する。各部門が分担して対応することは、対応ケースの減少や虐待者との衝突の分散などにメリットがあるが、児童虐待の対応のための中核機関がないことは、緊急事件の対応や専門知識に基づいた判断の面でデメリットがあると考えられる。

③ 中国では、深刻な事件が起こってはじめて対応を開始するのが現状である。一方、日本においては、介入より支援が強調され、虐待の未然防止が重視されている。児童の人身・心理侵害の程度などの面から見ると、対応が早ければ早いほど損害が少なくなる。したがって、中国では、児童虐待の未然防止に対する対応が必要であると考えられる。その対応のあり方として、日本における児童虐待の未然防止施策を参考にする価値があると思われる。

子に対する親権の行使及び国による親権への制限に関して、子の利益を保護する上での親の権利が深く関わっている。この観点から、第一章では、民法における親権のあり方を考察する。

中国民法では親権の義務性が過度に強調されていると言える。日本の学説との比較を通じ、筆者は、子の福祉の立場から親権の法的性格を考慮することによって、親権の義務としての側面のみならず権利としての側面も強調されるべきであると考ええる。すなわち、親の権利は児童の権利に由来するものであって、その上で、親権の権利性によって、第三者からの干渉を排除し、しつけや教育を行うことができるのである。親権の権利性は「子どもの最善の利益」に基づき実現し、子どもの権利に応じて変化する。同時に、親権の義務性も「子どもの最善の利益」に基づき実現し、子どもの権利に応じて変化すると思われる。

中国民法は「大監護」立法モデルを採用しており、親権と後見を区別せず統一して「監護」と呼ぶ。1990年代から、学界においては、親権後見の分離論、統一論の論争が続いている。父母に親権者として特別な職責を付与するか否かはこの議論の実質的な争点であろう。例えば、監護権喪失を厳格に限定することには一定程度の合理性があるが、親権者と同等の監護権喪失の要件を後見人に適用するのは不適切ではないか。「大監護」立法方式は児童虐待防止の実施にマイナスの影響を与えている。親権後見の統一は、児童虐待への国家介入にあたって支障が生じるものと危惧される。

## 第二章 日本の児童虐待防止における国と子の関係の考察

本章では、国と子の関係について、児童虐待の未然防止・早期発見に着目する。このため、本章は、日本における国による子の利益の実現方法を、二つの角度から考察する。

### 1. 児童虐待防止の早期予防の措置についての考察

国は児童虐待防止の視点を強化し、子育て支援の形で児童虐待の未然防止・早期発見を実現する。子育て支援の措置は訪問・相談型と称する。国は、すべての子ども家庭を対象として、乳幼児健康診断、新生児訪問等の母子保健事業、育児支援家庭訪問事業等の子育て支援事業を通じて、子ども家庭のニーズ、育児の不安やストレスなどを把握し、育児の孤立化という問題の解決を図って、虐待のハイリスク家庭等子育て支援を必要とする家庭を早期に発見する。児童相談所、市町村及びその他の専門機関（子ども相談センター、各区保健福祉センター、児童虐待ホットライン、NPO法人など）に相談業務対応部署が設置され、育児不安、育児ストレス及び虐待事件に対する相談を受け、関係部門が連携して対応することができる体制になっ

ている。日本の児童虐待の予防は、育児孤立がもたらす児童虐待を視野に入れ、訪問や相談という形で個別のケースに対応する支援モデルであると言える。

## 2. 児童虐待防止における各機関の役割についての考察

① 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加が続き、複雑・困難なケースも増加しているため、児童相談所の配置数と人手不足、専門性欠如などの問題がある。この背景を踏まえて、市町村は、全乳児家庭向けの子育て支援事業の実施（ポピュレーションアプローチ）から虐待あるいは虐待疑いの発見（ハイリスクアプローチ）までの対応を行い、児童虐待防止全体に、とりわけ虐待のハイリスク家庭の早期発見に重要な役割を果たしていると言える。

② 各機関には、自ら児童保護の職責を担うこととともに、児童虐待防止における連携の強化が求められる。多機関連携の促進機関として、地域協議会が設置され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議が行われている。各部門が連携し、ネットワークの構築が求められるので、児童相談所、市町村、警察、学校、保育園、医療機関などの連携が不可欠である。本論文では、多機関の連携の例として、児童相談所と市町村の連携及び児童相談所と警察の連携を考察する。児童相談所と市町村は、児童虐待あるいはその疑いのある個別ケースの対応について、原則として「簡単」、「軽微」と市町村が判断したケースには市町村が対応し、市町村で対応することが困難であるケースには、都道府県の児童相談所が中心となって対応するという形で連携している。近年、児童相談所に対する通告児童数が増加しているが、そのうち、警察から児童相談所に通告をした件数が急激に増加している。このため、児童相談所、市町村及び警察の連携が求められる。実務上では、児童相談所及び市町村と警察は情報を互いに提供し、共有する。そして、児童相談所は安全確認と立入調査を行う場合、警察と連携して対応する。

一方、早期予防には、課題が多く存在している。国が訪問・相談の形で子育て支援を行う目的は、育児孤立化の問題を解決することである。育児孤立化の解消は、児童虐待の早期予防につながる。しかしながら、児童虐待の件数そのものが年々増えている現状からは、このような早期予防策がどれほどの効果があるか、機能を最大限に発揮できるか、疑問が生じる。社会福祉の基盤整備を充実することで、児童虐待のリスク要因を社会的に管理し減らしていくことのほうが、虐待防止策として手堅いはずである。したがって、社会保障の充実策をともなった「育児の社会化」を進めるべきであると学界で主張される。また、訪問・相談という支援形式自体にも課題が存在している。例えば、訪問できない家庭、あるいは、訪問を拒否する家庭については、状況の把握が困難である。乳児家庭全戸訪問は原則として1回のみ行うため、継続支援の必要性の判断の重要性が増すと指摘される。

### 第三章 日本の児童虐待防止における子と親の関係の考察

本章では、子と親の関係の枠組みの観点から、親権の行使にあたっての家庭での体罰禁止を考察する。まず、懲戒と体罰の関係を明確にする。日本民法旧第822条では、親権者が懲戒権を有すると定められた。歴史的経緯を見ると、懲戒と体罰は密接な関係にあり共生関係にあるとうかがえるが、日本における懲戒は、従来の学説において、「身体または精神に苦痛を与える制裁」と考えられてきたところであって、このような捉え方は、国連児童の権利委員会の一般的意見による体罰禁止の範囲と明らかに相違しているものであった。罰を与えることを目的とする体罰は禁止しても教育目的の懲戒は認めるとして、懲戒と体罰を区別するのは人為的な区別であると解される。しかしながら、一般の国民からは両者の区別を把握することが難しく、子どもの視点からは親であつても子の尊厳や人格を傷つける行為は許されてはならないことを考えればかかる人為的な区別は実質的にほとんど意味がないと言える。懲戒権の存在は、子の権益の保障を妨げるものであり、児童虐待の発生の防止に大きな障害となっていると考えられる。

つぎに、親権者は監護、教育をするに当たっては、許容されない範囲を考察する。体罰の禁止のみならず、精神的な苦痛をも含めて明確にルール化すべきであると考えられている。2022年民法（親子法制）改正においては、体罰に限らず精神的苦痛を含む一切の児童の心身発達への有害な言動は許されないとされた。さらに、個別事案においては、子の年齢、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、時間及び環境、当該行為の態様等の条件を総合的に考慮し、個別具体的に判断せざるを得ないという意見もある。すなわち、児童権利の保護は、身体的な暴行のみならず精神的な傷害も含め子の人格の発展を阻害する一切の行為も許されない方向へ大きく転換した。

### 第四章 日本の児童虐待防止における親と国の関係の考察

本章では、親と国の関係に着目し、親権が不適切に行使される場合、国が子の保護の責任を負うにあたって、親と国の関係のバランスをどのように取るべきかについて、児童福祉法における親権制限、民法における親権制限、司法関与の強化を取り上げて考察する。

#### 1. 児童福祉法における親権制限

児童福祉法における親権制限に関しては、児童福祉法改正によって、一時保護や社会養育の場合、施設長等による権利行使の範囲が明確にされる。親権者がある場合、施設長等は親権を一部代行し、施設長等による監護等の措置の範囲は親権者の身上監護権に相当する。監護の措置には、通常、事実行為としての日常生活、就



学、医療などの具体的事項が含まれている。親権者がいない場合、施設長が子に対して親権を行い、児童相談所長は里親またはファミリーホームに養育される子に対して親権を行う。ここでは、身上監護権と財産管理権が全て含まれている。ただし、児童の身分の変動などの将来に重大な影響を及ぼす法律行為を行う権限は、施設長等にはない。里親の権限について、里親養育は行政の枠組みの中に存在しているので、その権限の由来は、児童相談所から里親に対して親権または監護権の一部が委ねられているという仕組みである。実親が親権の一部を里親に付与するのではないため、里親と親権者は共同親権関係にはなく、里親による監護権の行使と親権の行使は競合しない。

児童相談所長、施設長等による監護は、親権者の親権の制限を可能な限り少なくすることを図り、児童の安全を保護する際に、親権者の権利に配慮する。これに対して、国からの児童保護の不足を防ぐために、親権者が不当な要求をすることは許されない。2011年児童福祉法改正により、親権者は施設長等の措置を不当に妨げてはならず、児童相談所長又は施設長等は、その親権者又は未成年後見人の意に反しても、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

## 2. 民法における親権制限

民法における親権制限には、多様、柔軟な手段が用いられている。親権喪失は要件が厳格であるため、活用されにくいことが指摘される。親に対する指導手段として、段階的な対応が可能な親権制限制度を利用することができるようにすることが求められた。国家の家庭への介入を最小限に抑えることを目的として、親権を喪失させるまでには至らない比較的程度の軽い事案や医療ネグレクトなど一定期間の親権制限で足りる事案において、必要に応じて適切に親権を制限することができる。また、親子分離ほどの深刻さに至らない事件において、親権者の監護が客観的に見て不適切な場合には、子の利益を最優先にして、児童福祉機関だけではなく、父母以外の家族や里親など第三者に子の監護を委ねる方向に進んでいる。

## 3. 司法関与の強化

児童虐待防止の全過程において、司法関与が強化される方向に進んでいる。児童虐待防止において、司法関与の目的について、ブレーキ論とアクセル論という見解がある。ブレーキ論とは、行政権の行使について、裁判所の審査によって行政手続きの適正性を保障するというものである。アクセル論とは、裁判所が関与することにより行政権の行使の適正性が公に認められ、これにより積極的な権限の行使が可能になるというものである。2017年、2022年児童福祉法等改正を通じて、司法関与の位置付けを把握し、以下の点を考察する。

一つ目は、司法関与は行政手続きの適正性の保障をし、親権制限を必要最小限度に抑える目的にかなうことについてである。二つ目は、家庭裁判所は早い段階または軽い段階で支援の役割を担い、積極的に児童虐待対応の過程に参加すると捉えられることについてである。考察の結果として、日本における司法関与は、ブレーキ論とアクセル論が分離するのではなく両論が併存するシステムとして全ての参加者の状況が改善することを目的とする仕組みとして捉える。

近年における日本の法改正を踏まえると、日本における親権制限の特徴は以下のように把握できる。① 国家が子に責任を負うにあたって、国の個人、家庭への過剰な介入を防ぐために、親権制限範囲を必要最小限度とすることを求めている。② 民法において、親権喪失の審判に至らない程度の事件に対して、親権一時停止や第三者の監護者への指定などの柔軟な手段で児童福祉の保障と親権制限のバランスをとっている。③ 児童虐待全過程において司法関与の強化を求め、家庭裁判所は行政の手続きの保障及び積極的な支援の役割を担っている。

## 第五章 中国における児童虐待防止への提言

本章では、前章までで検討した日本における児童虐待防止の制度からの示唆を活かして、中国の国情に基づき、子、親、国の関係のバランスを念頭に置き、児童虐待の予防、介入と支援のあり方を提言する。ここでは、児童虐待防止対応の基盤、児童虐待の未然予防、介入及び支援という順に論ずる。

### 1. 児童虐待防止対応の基盤について

児童虐待防止対応の基盤として、各機関の責任を明確にする必要がある。

① 中国においては、各部門が自らの職責に基づき対応する体制を採用している。このため、専門的知見を有する職員による支援や指導の欠如や、中核機関がないことにより各機関の間で責任帰属が不明確になることにより、子ども支援の実現に支障を来たすおそれがある。そこで、この問題についての日本の示唆を踏まえて、中国においても児童虐待に対応する中核機関が必要であると筆者は主張する。未成年者保護を担う行政部門としての民政部门の職責範囲は、現状重大な児童虐待事件に限られているが、その範囲を全ての個別ケースに広げるべきと考える。

② 村（居）民委員会は住民の福祉に関する基層組織として、子どもの健康状況、家族関係及び社会関係を把握することが容易である。したがって、児童虐待の防止において、村（居）民委員会の役割を強化する必要があると思われる。実践の現場では、一部の村（居）民委員会には児童主任が配置され、事件の発見、報告、監護の監督などについての職責を担い、児童虐待の早期予防に貢献している。このことから、児童主任の配置とそれに対するトレーニングを強化すべきである。

③ 現在の中国では、社会的、経済的、精神的問題等が錯綜し構造化している児童虐待事件が多い。このため、各機関が専門化しているものの、単独で全ての問題を解決することは不可能であり、関係機関の多面的な連携が不可欠となる。そこで、個別ケースの対応には、村（居）民委員会、民政部門、児童福祉施設、里親、医療機関、保育機関、学校、警察、司法機関、民間団体等の多機関・多職種が連携し、ネットワークを構築して情報を共有することが重要である。

## 2. 児童虐待の未然予防への提言

中国の児童虐待の未然防止のあり方を二つの観点から論じる。第一は、国と子の関係に着目するというものであり、この観点から未然予防における国の施策を提言する。第二は、親と子の関係に着目するというものであり、この観点から親権行使のあり方を提言する。

日本では、育児における孤立化の問題を解決するために、訪問、相談の形式を通じた児童虐待の未然予防と早期発見が求められている。中国は、貧困、発展の不均衡等さまざまな問題を抱えており、都市部と農村部の子育て事情が異なることより、子育て家庭への支援をベースにする児童虐待の早期予防に一元的に対応することができないと考える。従って、本論文では、中国農村部に限って、児童虐待防止政策のあり方を考察する。中国農村部に長期的に存在している留守児童の問題では、育児の孤立化、監護不足の問題が非常に深刻である。これは、日本における育児の孤立化の問題に類似しているところがある。このため、日本からの示唆を得て、留守児童が集中している村やコミュニティに支援センターを設置し、留守児童の日常生活への配慮、カウンセリングを提供し、監護者に家庭教育の広報啓発・指導を提供すべきと主張する。一方、農村部は経済基盤が弱く、低学歴の監護代行人が多数いるため上述のような集中的な支援のやり方が馴染まないところもあり、これまでの先行研究で農村部の実情を考慮した独自の早期予防ルートが提言されてきた。民政部門は公的監督部門として定期的に留守児童の家庭を訪問することにより監護監督の責任を負うが、実際には児童虐待の発見には大きな困難が伴う。したがって、公的監督部門に加え、「村規民約」に基づく近隣共済会の設置や社会サービスの導入を通じて親権者や委任監護者の監督を強化すべきであると主張されている。これを踏まえて、農村部の実情に応じて、農村部の児童とりわけ留守児童への虐待早期予防のために、子育てへの公的機関の集中的な支援に加えて、個人を含む私的監護監督の機能も強化する必要があると考えられる。

近年、中国において、家庭教育、家庭倫理を重視し、家庭の幸福と社会の調和を図ることを目的として、家庭での教育を充実させるよう保護者に求めることを盛り込んだ「家庭教育促進法」が成立した。子どもに対する家庭での教育に積極的な影

響を与えることが期待されている。しかしながら、家庭教育促進法は宣言型法律であり、指導、教育と評価に重点を置き、監護権の行使に関する規定がないため法律執行の根拠を提供できないと言える。そこで、日本における近年の法改正、特に、2022年12月民法（親子法制）等の改正における議論からの示唆を得て、児童虐待の予防に着目し、親の監護権行使にあたって家庭での体罰を禁止すること、精神的な苦痛を含む一切の児童の権利を侵害する行為が禁止されるべきことを提言する。

このように、体罰の全面禁止と根絶を具現化することは、中国政府にとって不可能なことではない。その理由だが、中国においては、民法典その他の法令に懲戒権という概念がなく、それ故に体罰を認める合理性が失われており、家庭での体罰禁止の推進における障害が既に存在していない。さらに、上海市、黒龍江省、安徽省、江西省、四川省、武漢市など一部の地方性法規（条例）では、すでに家庭での体罰禁止が定められており、これがこれから中国全土に広がっていく可能性が高いと思われるからである。

### 3. 児童虐待の介入への提言

国家による親権行使への介入については次のことが考察される。

民法において、親権制限の唯一の手段である監護権喪失は適用条件が厳格で、「最後の手段」と位置付けられる。親権を喪失させるまでには至らない比較的軽い事案に対して、監護権中止、第三者の監護者への指定などの更なる柔軟で多様な手段を講じると主張する。

中国における司法関与について、審判機関（裁判所）が常に業務負担超過の状態にあり、且つ、非司法的機能も担っているという特徴がある。また、司法建議の手段による児童虐待防止への関与効果が限定的であるなどの理由で、審判機関は児童保護に対して消極的な立場に居る。これに対して、検察機関（検察庁）は、法律監督機関として検察建議、公益訴訟という手段を通じて行政機関の作為または不作為を監督することができ、児童虐待の未然予防、早期発見の段階において、児童権益の保護に成果を挙げている。現時点の中国では、検察機関が積極的に児童虐待防止の過程に参加していることがうかがわれる。一方、中国においては、司法機関の人事任命権、経費の負担、資産の管理の権限は地元の党委員会および政府部門が握っており、司法機関が行政機関を監督し行政介入の適切性を保障する体制にはなっていないと思われる。したがって、中国においては、日本の児童福祉審議会制度を参考として、本来司法機関が担うべき行政行為の事前審査を担う専門組織（仮に児童福祉専門委員会と称す）を行政機関の内部に設けるべきである。

### 4. 社会養育の支援への提言

児童虐待防止における支援については、次のことを指摘する。社会養育において、児童福祉機構等、行政機関の権利行使の範囲を明確にしなければならない。施設入所などの措置が講じられた場合、監護者がいるか否かの状況によって、監護権の行使範囲と施設長等の権利行使範囲が異なる。監護者がいる場合は、施設長の親権行使の範囲は身上監護権のみに限るべきである。

中国において、里親養育は要養護児童の半数以上を占め、児童養護において重要な位置づけにある。このため、被虐待児を養育する里親にはどのような職責があるかを明らかにすべきである。里親の法的性格は、民政部门が子どもの扶養を里親に委託するというものであり、監護権を里親に移転しているとは言えない。里親の職責は、民政部门が有する監護権の範囲内で子どもを扶養し、児童の日常生活の範囲に限って決定権を行使できるものであると筆者は主張する。具体的には、里親の監護権の職責は、日常生活への配慮、就学及び日常医療などの身上監護権の範囲にとどめ、身分行為に関わる同意権、重大な医療行為の同意権、代理行為、財産管理権、養子縁組の成立・解消の同意表明権などの重要事項は監護者あるいは民政部门が決定権を有するものとすべきである。

一方で、国は子どもに対する必要な保護支援をすべきである。例えば、施設養育又は里親養育にあたって、親権者が養育の妨げになることをしたり親権者が繰り返し不当な主張をする場合、つまり、① 親権者及びその他の第三者が児童または施設の職員、里親に暴力行為や迷惑行為をする場合、② 親権者等がとった行為によって、児童の心身発達、経済利益、教育、人間関係、社会生活等の方面に不利益を与えるという判断基準を満たしている場合、親権者の妨害を排除する必要がある。

以上のように、本論文では、子、親、国の三者の関係の枠組みから中国の児童虐待防止のあり方を検討し、結論として、以下の通り提言する。

第一は、児童虐待の早期予防を重視することである。国を中心とする早期予防施策の実施（国と子の関係）及び家庭内での親権の適切な行使（子と親の関係）によって児童虐待を早期に抑える目的を実現することが求められる。

第二は、未然防止の段階において有効な防止が実現できない場合、すなわち、親権が適切に行使されない若しくはできない場合、国は親権の行使とのバランスを取りつつ児童を保護するという意識をもつ必要があるということである。国は多様な手段を用いて、過剰な関与、支援の不足を防ぐと同時に、親の権利を尊重すべきである。

## 終章 結論の総括、本論文の意義と今後の課題

終章では、まず、本論文の結論をまとめたうえで、本論文の意義と今後の課題を述べている。

中国では、現状、児童虐待防止への国家介入が注目され始め、かつ過度に重視されているのに対し、本研究が提起した解決策は、未然予防の重要性、国家権力の行使と親権行使のバランスを重視するものである。本論文が示した通り、児童虐待防止への過度な国家介入の弊害も存在する中、本論文は、中国における、将来のあるべき姿を検討する上で有意義であると考えられる。

一方、本論文では、子どもの具体的な意見を尊重するための仕組みや制度についての検討は十分でなかった。このため、最後に、子の意見表明権という視点を中心に据えて、児童虐待対応の司法関与における子の意見表明権の運用、一時保護における子の意見の尊重のあり方などを検討することが、今後の研究課題となることを示している。